

判決年月日	平成 1 9 年 1 1 月 1 3 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成18年（行ケ）第10502号		
○ 名称を「写真測量サービスシステム」とする発明に関し，進歩性を欠くとした審決の判断（一致点の認定）が誤りであるとして，当該審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は，名称を「写真測量サービスシステム」とする発明に係る特許出願につき，特許庁が拒絶査定をし，その後の拒絶査定不服審判請求に対しても，請求不成立の審決をしたことから，原告がその取消しを求めた事案である。

本願発明は，「顧客端末と写真測量サービス業者の解析用コンピュータとが通信回線網により接続され，写真測量サービス業者の解析用コンピュータは，複数の測点（2 - 1，2 - 2，・・・2 - n）を有する測量対象を複数の地点から非測定用の市販のデジタル・カメラで焦点固定にて，顧客自身が撮影して得た複数枚の画像情報及び前記画像情報の中で長さが既知の被写体から得られた長さの情報とを，前記撮影した顧客の顧客端末から通信回線網を介して受信する画像情報受信手段と，前記受信した複数枚の画像情報及び前記長さ情報から，カメラのレンズの歪みを補正して，各隣接する撮影地点から撮影した画像間において双方の画像内に存在する各測点の視差の違いから各測点の3次元座標値を示す数値情報，及び隣接する各測点の3次元座標値で構成される面の方向を示す情報とを演算処理により算出する解析処理手段と，算出された前記3次元座標値を示す数値情報，及び前記面の方向を示す情報から図化処理を行う図化処理手段と，図化された図化情報を，前記撮影した顧客の顧客端末に通信回線網を介して送信する解析結果送信手段と，を有する，ことを特徴とする写真測量サービスシステム。」というものである。

引用発明は，「『一枚の写真の中に写された3点以上の基準点になりたつ共線条件を用いて，写真座標系と地上座標系の間の関係を確立し，立体写真を構成する2枚以上の写真を用いることにより，対応する立体写真の1組の写真座標をもつ点の3次元座標を算定する写真測量技術において，完全な測定用カメラでない場合には，測定用カメラに適用される共線条件の基本式により求められる写真座標 x および y から，補正量 Δx ， Δy をそれぞれ差し引きして，レンズディストーションを補正する写真測量技術』の発明」というものである。

審決は，本願発明と引用発明を対比した結果，「引用発明の『一枚の写真の中に写された3点以上の基準点』は，共線条件を設定するために測量対象に設けられた撮影対象点であるから，本願発明の『複数の測点』に相当する。」とした上，両発明の一致点を「複数の測点を有

する測量対象を複数の地点から非測定用のカメラで撮影して得た複数枚の画像情報から、カメラのレンズの歪みを補正して、各隣接する撮影地点から撮影した画像間において双方の画像内に存在する各測点の視差の違いから各測点の３次元座標値を示す数値情報を演算処理により算出する解析処理手段を有することを特徴とする写真測量システム。」と認定した（その上で、審決は、相違点Ａ～Ｃを認定し、いずれの相違点についても、これに係る本願発明の構成を得ることに格別の困難性はない旨判断した。）。

本判決は、次の理由により、上記一致点についての審決の認定に誤りがあるとして、審決を取り消した。

「本件補正後の請求項１の記載によれば、本願発明の『測点』とは、『顧客自身がデジタル・カメラで撮影した測量対象上にある点』であって、これらの各『点』の『３次元座標値を示す数値情報』（図化处理に用いられる情報の１つである。）を演算処理により算出する際、当該算出のために必要とされる原情報の１つである『複数枚の画像情報』に写っているもの（各隣接する撮影地点から撮影した画像間において、双方の画像内に存在するこれらの『点』の視差の違いから、『３次元座標値を示す数値情報』が算出される。）であるといえ、それ以上に上記『測点』を特定する規定は、本件補正後の請求項１の記載中にはない。以上によれば、『測点』は、顧客が撮影した『測量対象』に存在する点というにとどまり、その技術的意義は必ずしも明確とはいえない。そこで、以下、発明の詳細な説明の記載を参酌してその技術的意義について検討する。

発明の詳細な説明中にある『測点』に関する主な記載は、以下のとおりである。（中略）

以上の各記載によれば、測点は、顧客が、測量対象がある現地において、測量対象内から位置及び数を任意に選んだ点であって、その３次元座標値は未知である。これに対し、測量対象である３次元空間における位置関係を示す基準となる基準点があって、その座標値は既知のものとして解析装置に入力されるということが出来る。なお、この基準点は顧客が特定の測点から選ぶことが可能であるとの前項の記載からみて、この座標値の入手方法については発明の詳細な説明には明示的に記載されてはいないものの、顧客が提供するものと推認される。

これらからすると、『測点』は、原則として、測量対象内にある座標値が未知の点であって、顧客が測量対象を的確に把握するために必要と考える点を意味するものと理解することができる。（中略）

引用発明の『基準点』に関し、引用例１には、次の各記載が存在する。（中略）

上記の各記載によれば、引用発明の『基準点』は、１枚の写真に写された３個以上の『点』であって、既にその３次元の地上座標値が測定されており、写真座標 x y と３次元座標 X Y Z との射影関係を確立するために必要であり、これにより、立体写真を構成する２枚以上の写真に写された特定の点の３次元座標値の算出を可能にするものであるといえる。（中略）

そこで検討するに、上記のとおり、引用発明の『基準点』は、既にその３次元座標値（地

上座標値)が測定されている『点』であるところ、本願発明の『測点』は、顧客が測量対象を的確に把握するために必要と考える測量対象内の点であり、演算処理により『3次元座標値を示す数値情報』が算出されるべき『点』であるから、その内容に照らし、測点が基準点を兼ねる場合を除き、3次元座標値がいまだ算出されていないものであることは明らかである。

そうすると、3次元座標値が既に知られているか否かという観点からは、引用発明の『基準点』は既知の『点』であり、本願発明の『測点』は未知の『点』であるといえ、したがって、両者は、技術的意義を異にするものというほかない。

してみると、審決は、本願発明の『(複数の)測点』の技術的意義の把握を誤り、これが引用発明の『基準点』、すなわち、『共線条件を設定するために測量対象に設けられた撮影対象点』と即断したものといわざるを得ない。その結果、原告が主張するとおり、引用発明の『基準点』と本願発明の『測点』とを混同し、これを一致点と誤認したものといわざるを得ない。